

令和8年度上庄地区総合スポーツ大会実施要項

1. 開催主旨

広く上庄地区民にスポーツ活動に参加する機会を提供することで、地区民のスポーツ愛好心の高揚、健康の増進及び生活の明朗化を図る

2. 大会要項

- (1) 名 称 令和8年度（第54回）上庄地区総合スポーツ大会
(2) 主 催 上庄地区スポーツ協会・上庄公民館
(3) 後 援 福井新聞社
(4) 競技種目 球技（ソフトバレーボール・ソフトボール・卓球・バドミントン・エスキー・テニス）、陸上競技
(5) 期日及び会場 球技大会及び陸上競技実施要項による
(6) 競技方法 分団対抗競技とし、細部については各競技要項による
(7) 採点方法 ①

得 点 表	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	棄権
球技の各競技	1 0	8	6	4	2	0
陸 上 競 技	2 0	1 6	1 2	8	4	0

②競技種別ごとの採点方法は、各競技要項による

③総合得点が同点の場合は、上位入賞種目の多寡により順位を決定する
ただし、ソフトボール及び陸上競技が荒天等により中止となった場合は、実施された競技の合計得点により順位を決定する

- (8) 表 彰 ①団体表彰（総合の部を含む）は、1位から3位までとする
②個人表彰は陸上競技のみ行い、詳細は陸上競技実施要項による

- (9) 参加資格 上庄地区住民であること。詳細は各競技要項による
なお、参加資格を満たしていなくても、参加資格申請書（別紙）に記載の「申請にかかる事由」のいずれかに該当する場合は、参加資格申請書（別紙）を資格審査会に提出し、他の分団が認めた場合も参加可能とする
年齢区分がある種目は、それぞれの区分に従うこと

- (10) 申込規定 各競技要項による

- (11) 抽 選 会 各競技要項による

- (12) 式 典 総合開会式は行わず、競技ごとに開始式を行う
総合の部表彰は陸上競技閉会式にて行う

- (13) そ の 他 ①荒天等による大会の中止は、大会長、副大会長、大会委員長、大会副委員長及び競技委員長の協議により決定する。また、競技の一時中断は、上記の者に審判長及び分団長を加えた協議により決定する
②練習期間中及び競技中の傷害については、傷害保険によるもの以外は自己負担とする

令和8年度上庄地区運動会（上庄地区総合スポーツ大会） 実施要項

1. 大会要項

- (1) 名 称 令和8年度上庄地区運動会（上庄地区総合スポーツ大会）
- (2) 競技種目 ア) オープン種目 幼児走りっこ、50m、100m
イ) 得点種目 結のわなげ、玉入れ、パン食い競争、結の人さがし、
つなひき、一発逆転ダイナマイトリレー
- (3) 大会日時 令和8年9月27日（日）午前8時30分開会
荒天で実施不可能な場合は、中止する
- (4) 会 場 上庄小学校グラウンド
- (5) 競技規定 ア) 令和8年度日本陸上連盟陸上競技規則による。ただし、細部については本大会の規定が優先する
イ) 小・中学生は下の学年の出場を可能とする。
ウ) 各年齢区分は上の年齢区分の出場を可能とする。ただし、上記の場合、競技の順位に関わらず、順位による得点はなく、参加点1のみを与えるものとし、1種目出場したものと数えない。
エ) 各分団より選手コール係を1人選出し、その者がコールを行う
オ) 選手コールは各種目の開始20分前までに行う。ただし、幼児走りっこ、玉入れ、つなひきは選手コールを要しない
カ) 選手は10分前までに選手集合場所に集まること
キ) コール後の選手変更は認めない
ク) 抗議の申入れは、当該種目終了後15分以内に分団長又は副分団長が行うこととし、それ以外は受付けない
ケ) コースの決定・組合せは、抽選会で決定する
コ) 各種目ともスパイクシューズ・イボズックの使用は禁止する
- (6) 採点方法 ア) 入場行進参加点は50人以上は5点とし、それ以下は加点はなしとする（減点もなし）。
イ) 各種目とも1位5点、2位4点、3位3点、4位2点、5位1点とする（同順位の場合は按分）。ただし、一発逆転ダイナマイトリレーは1位10点、2位8点、3位6点、4位4点、5位2点とする
ウ) 棄権及び失格は、無得点とする
エ) 種目の合計得点と同じ場合は、上位入賞者又は高得点の多寡により順位を決定する
- (7) 申込規定 分団長は所定の申込用紙により 9月1日（火）午後5時までに大会事務局（上庄公民館内）へ申込むこと
- (8) 抽 選 会 9月7日（月）午後7時、上庄公民館で行う
- (9) 式 典 ア) 開会式 9月27日（日）午前8時30分より行う

イ) 表彰式

全種目終了後に行う。

ウ) 閉会式 イと同様

(10) 年齢起算

ア) 高校生は一般の部に含まれる。

イ) 30才以上とは、平成9年4月1日以前に出生した者をいう

ウ) 30才代とは、昭和62年4月2日から平成9年4月1日までに出生した者をいう

エ) 40才以上とは、昭和62年4月1日以前に出生した者をいう

オ) 40才代とは、昭和52年4月2日から昭和62年4月1日までに出生した者をいう

カ) 50才代とは、昭和42年4月2日から昭和52年4月1日までに出生した者をいう

キ) 60才未満とは、昭和42年4月2日以後に出生した者をいう

ク) 60才以上とは、昭和42年4月1日以前に出生した者をいう

ケ) 70才以上とは、昭和32年4月1日以前に出生した者をいう

(11) そ の 他

ア) 結のわなげが終了した時点で、本大会成立とする

イ) 大会の中止は前日の午前8時30分の状況で決定し、大会全日午前9時に電話にて分団長並びに分団代表理事に通達する